

平成30年度事業報告

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

I 概況

佐渡法人会は、平成23年9月1日付で公益社団法人へ移行しましたが、平成30年度も法人会活動の原点である『税』に関する活動を中心に、税知識の普及、税制改正の提言、会員の自己啓発を図るための研修会・セミナーなど積極的に取り組みました。また、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ事業に取り組みました。

主な事業活動のうち

- ① 税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会・セミナーは、公益性を高めるために会員のみならず一般市民も対象に「税法・税務」の研修会を開催しました。租税教育活動は、小・中学生を対象に租税教室を実施。小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールは第5回目を開催しました。参加の小学校数、児童数も多くなり高い評価を得ております。税の広報活動は、会報の発行や全法連が作成した税の冊子を配布し、ホームページによる広報も実施しました。
- ② 税制改正に関する提言については、総務税制委員、理事等に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、全法連へ提出しました。
- ③ 経営支援活動としては、特別講演会や労務士による研修会を開催しました。また、地域の活性化に役立つ講演会やセミナーを新穂地区や畑野地区で開催し、一般の方々がより多く参加できるよう努めました。
- ④ 共益関係については、福利厚生事業として「ふやそう2万社 GOGO キャンペーン」の推進に取り組みました。また、組織の強化、青年・女性部会充実のための事業を実施しました。
- ⑤ 管理関係については、新公益法人制度に対応した諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

以上、30年度実施した事業の概要をご報告申し上げます。

II 公益関係

1 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 研修会・セミナー事業

本会、青年・女性部会において、税制改正・税務申告を中心に法人会の原点である「税」について、開催しました。

内 容	実施回数	参加人数	講 師
税制改正のポイント	1回	19名	佐渡税務署
税務調査で把握される誤りやすい事例	1回	12名	佐渡税務署
経営分析と決算申告について	1回	13名	佐渡税務署
決算期別説明会	4回	8名	佐渡税務署
税務研修会（青年部会）	3回	26名	佐渡税務署
税務研修会（女性部会）	10回	133名	佐渡税務署
合 計	20回	211名	

② インターネットセミナーの提供

当法人会のホームページ上で24時間いつでも無料で100タイトル以上の税務・経営・労務・健康等多彩な内容と講師陣によるセミナーをご覧いただけますが、今年度は1年間で7,111回のアクセスがありました。

(2) 租税教育活動

① 租税教室講師研修会

租税教育の更なる充実を目的に、研修会に参加しました。

開 催 日 平成30年12月12日（水）

場 所 佐渡税務署

研修内容 1. 租税教室の説明内容及び進め方等の実践
2. 児童・生徒に対する教え方（話し方）

講 師 新潟税務署 作本税務広報広聴官
佐渡市教育委員会 学校教育課 後藤指導主事

参 加 者 1名

② 租税教室

小・中学校の児童を対象に税の重要性を正しく理解し関心をもってもらうため、青年部会が中心となり租税教室を実施しました。児童に楽しく学んでもらえるよう1億円レプリカをはじめ様々な教材を使用し実施しています。

開催日	学校名・学年	児童数	講師
30. 6. 22	赤泊中学校 3年	13名	法人会青年部会
7. 18	南佐渡中学校 3年	32名	法人会青年部会
7. 20	畑野中学校 3年	36名	法人会青年部会
31. 1. 21	赤泊小学校 6年	12名	法人会青年部会
1. 23	両津小学校 6年	31名	法人会青年部会
1. 28	小木小学校 6年	13名	法人会青年部会
2. 12	佐和田中学校 3年	62名	法人会青年部会

③ 税に関する絵はがきコンクール

租税教室開催に合わせて応募を呼びかけた結果、145作品の応募があり入選作品には学校を通じて表彰しました。

(3) 税の広報活動

- ① 税務、経営等に関する情報を提供するため、会報「佐渡法人会だより」年2回（9月・2月）、全法連「ほうじん」年4回（季刊発行）を会員および一般向けに無料で配布しました。
- ② 税についての情報や税務研修会の案内を随時ホームページに掲載しました。また、地元情報紙にも案内を掲載し、一般市民にも参加を呼び掛けました。
- ③ 会報でe-Tax利用、消費税の期限内納付推進運動の周知をしました。

(4) 研修会用教材の配布

税法・税務に関する各種テキストを会員及び一般市民に配付しました。

- ① 消費税軽減税率スタートガイド
- ② 平成30年度「税制改正のあらまし」速報版
- ③ 平成30年度「税制改正のあらまし」
- ④ 平成30年度「会社の決算・申告の実務」
- ⑤ 平成30年度版「源泉所得税 実務のポイント」
- ⑥ 平成30年度版「会社取引をめぐる税務Q&A」
- ⑦ 平成30年分「会社役員のための確定申告実務ポイント」

2 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

全法連では、本年度も「税制改正に関するアンケート調査」をもとに「税・財政改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」、「震災復興」を柱に提言を取りまとめました。

平成31年度税制改正に関する提言(要約)

〈基本的な課題〉

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。
 - (1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
 - (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
 - (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
 - (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。
 - (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。
- 社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。
 - (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
 - (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
 - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいという点、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。
 - (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。
 - (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
 - (3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III. 地方のあり方

- 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。
- 「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真

の地方活性化にはつながるまい。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

- 地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。
 - (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
 - (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
 - (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比したラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

≪税目別の具体的課題≫

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方

(1) 基幹税としての財源調達機能の回復

基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

(2) 各種控除制度の見直し各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

(2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

(4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

(5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

(2) 税制改正要望大会への参加

開催日 平成30年10月11日（木）

会場 とりぎん文化会館

参加者 約 1,600 名

要 望 大 会

平成31年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。
事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

(3) 要望実現のための陳情活動

全法連を中心として各県連及び単位会ともに要望実現のための陳情活動を展開し、佐渡法人会としては、小濱会長、渡邊副会長が平成30年11月26日、三浦市長及び猪股市議会議長に対し陳情を実施しました。

(4) 平成31年度税制改正の主な実現事項（全法連）

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。	
--	--

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。 ・ 中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されました。 ・ 中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われ、適用期限が2年延長されました。

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下がります（2022年4月1日以後の贈与より適用）。 ・ 一定のやむ得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合、その該当した日から6月内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。 ・ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となる等、手続きの簡素化が行われます。

[その他]

1. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。

2. ふるさと納税制度

法人会提言	改正の概要
・納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。	・過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外とすることができるよう、制度の見直しが行われます。

3 経営支援活動

(1) 経営支援に関する講演会・研修会

地域経済の発展につながる講演会・研修会開催状況は下記のとおりです。

経営支援講演会等実施状況

開催日	テーマ	講師	会場	参加人数
30. 5. 23	日本経済の展望	第一生命経済研究所 首席エコノミスト 永濱 利廣	湖畔の宿 吉田家	67名
8. 29	歌うことは生きること あきらめない心	板橋 かずゆき	ホテル大佐渡	95名
10. 23	西郷どんに学ぶ 敬天愛人の経営	戦国マーケティング株式会社 社長 福永 雅文	畑野商工会館	42名
31. 1. 10	売上を伸ばす！増やす！買 わせる POP 広告のルーツとコツ	クリエイティブ・リタ 代表 竹谷 知江子	畑野商工会館	49名
1. 11	太鼓の力とコミュニケーション	船橋 裕一郎 上之山 博文	新穂商工会館	43名
1. 22	数値で診る佐渡の商工業 ～その懸念とチャンス～	中小企業診断士 後藤 一男	八幡館	53名
3. 13	再確認「働き方」が変わり ます	特定社会保険労務士 両角 公登	アミューズメント 佐渡	20名
合 計		369名		

(2) 研修会用教材の配付

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であるため、研修会開催時に会員及び一般市民に配付している。

4 社会貢献活動

① 税金クイズ

青年部会、女性部会が中心となり、商工会、地区会、街づくり団体等の協力を仰ぎ、鬼太鼓どっこむ、安寿天神祭で税金クイズを実施するとともに税の啓発用マンガ本「おじいさんの赤いつぼ」や「税について考えよう！クイズだぜい！」、法人会ロゴ入りボールペン等を配布しました。

- ② いちごプロジェクト（15%節電運動）の呼びかけ
 全法連女性部会が中心となって展開している「いちごプロジェクト」のパンフレット（夏・冬）を、会員企業等へ配布し節電を呼び掛けました。

Ⅲ 共益関係

1 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤確保の面で大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

- ① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催
 法人会と福利厚生制度推進協力会社3社との連携を密にするため開催
 （福利厚生制度推進連絡協議会 平成30年8月29日実施）
- ② 福利厚生制度推進キャンペーン表彰式
 福利厚生制度の推進に功績のあった法人会役員を表彰

2 会員支援事業

優良経理担当者表彰式

経理関係の事務に10年以上携わり、事業主から推薦のあった者を表彰した。

開催日 平成31年1月22日（火）
 会場 国際佐渡観光ホテル 八幡館
 被表彰者 1名

3 会員増強推進

(1) 組織

会員数 492社（平成31年3月31日現在）※個人賛助会員1名
 組織率 51.7%（所管法人数 952社）

(2) 会員移動状況

期首会員数	期中移動		期末会員数
	入会	退会	
(内、法人賛助会員2社) 513社	5社	26社	(内、法人賛助会員2社) 492社

	期首会員数	入会	退会	期末会員数
青年部会	27名	4名	6名	25名
女性部会	49名	—	2名	47名

(3) 組織の充実・強化

- ① 組織委員会の開催
- ② 会員増強推進キャンペーン実施（7月～3月）
- ③ 新設法人情報をもとに法人会入会のおすすめ等のダイレクトメールを送付
- ④ 会員増強功労者表彰式（年間2社以上新規会員獲得の者を表彰）

4 部会等事業

・青年部会

①会議等 総会1回、役員会3回

②研修会等

開催日	内 容	会 場	出席者
30.4.10	税務研修会「税制改正最新情報」 講師：佐渡税務署 景山法人統括官	浦島	8名
5.27	税啓発事業「佐渡國鬼太鼓どっとこむ」	おんでこドーム	2名
7.3	県連青年部会正副会長会議	にいがた法人会館	部会長
8.25	税金クイズラリー（畑野）	安寿天神祭	畑野地区
9.7	局連青年部会合同セミナー	宇都宮グランドホテル	1名
9.11	税務研修会「経営分析と決算申告」 講師：佐渡税務署 景山法人統括官	金井商工会館	10名
9.20	第36回県連青年部会合同セミナー	ヒスイ王国館	2名
11.9	第32回全国青年の集い・岐阜大会	長良川国際会議場	
11.14	税務署幹部との懇談会	佐渡税務署	6名
12.12	租税教室講師養成研修会	佐渡税務署	1名
31.2.5	税務研修会「会社の税金とキャッシュフロー計算書」 講師：佐渡税務署 景山法人統括官	金井商工会館	8名

③租税教育活動

訪問学校数7校 対象児童数199名

・女性部会

①会議等 総会1回、役員会3回、正副会長会議1回

②研修会等

開催日	内 容	講 師	出席者
30.4.11	税制改正最新情報	佐渡税務署	14名
5.9	税法の基礎知識 源泉所得税	佐渡税務署	12名
6.13	消費税および消費税の軽減税率制度について	佐渡税務署	22名
7.11	税制改正のポイント	佐渡税務署	8名

9.12	経営分析と決算申告について	佐渡税務署	13名
10.10	私のなかの歴史～税と歩んで～	佐渡税務署 署長 眞木治	20名
12.20	年末調整の実務	佐渡税務署	10名
31.1.9	確定申告の基礎知識	佐渡税務署	16名
2.13	相続税と贈与税について	佐渡税務署	8名
3.13	税・1年間のおさらい	佐渡税務署	10名
3.13	再確認「働き方」が変わります	両角 公登	20名

③その他事業

開催日	内容	会場	出席者
30.4.12	第13回全国女性フォーラム山梨大会	アイメッセ山梨	
7.6	県連女性部会正副会長会議	にいがた法人会館	桃井
9.26	女性フォーラム新潟大会第1回実行委員会	にいがた法人会館	2名
10.18	第15回県連女性部会合同セミナー	メトロポリタン松島	4名
11.7	税務署幹部との懇談会	佐渡税務署	7名
12.18	女性フォーラム新潟大会第2回実行委員会	にいがた法人会館	渡部
30.4～ 31.2	【第5回税に関する絵はがきコンクール】 租税教室開催11校（小学校のみ）へ案内（八幡、河原田、金泉、金井、二宮、赤泊、行谷、両津、河崎、両津吉井、小木）		
31.1.30	【第5回税に関する絵はがきコンクール】代表作品1点の選定（県連提出）	金井商工会館	9名
2.14	女性フォーラム新潟大会第3回実行委員会	にいがた法人会館	渡部
3.1	局連女性部会発会式	ブリランテ武蔵野	2名
3.7	【第5回税に関する絵はがきコンクール】最終審査 応募総数145作品	金井商工会館	4名
3.13	平成30年度税務研修会修了式 被表彰者6名（内皆勤賞なし）	アミューズメント佐渡	10名

IV 管理関係

1 事務運営体制の確立

諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページ等により、一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や事業活動のPRを図りました。

2 諸会議の開催状況

(1) 通常総会

- ① 開催日 平成30年5月23日（水）
 場 所 湖畔の宿 吉田家
 出席者 377名（委任状含む）
 決議事項 第1号議案 平成29年度決算報告承認の件
 報告事項 理事会承認事項
 ・平成29年度事業報告
 ・平成30年度事業計画、収支予算

(2) 理事会

- ① 開催日 平成30年4月19日（木）
 場 所 アミューズメント佐渡
 出席人数 14名
 (1) 平成29年度事業報告並びに決算報告承認について
 (2) 平成30年度通常総会の議事に付すべき事項について
 (3) 全法連・県法連役員表彰について
 (4) 会員の加入承認について
- ② 開催日 平成30年10月30日（火）
 場 所 アミューズメント佐渡
 出席人数 9名
 決議事項 (1) 会員の加入承認について（現在の会員数の状況）
 (2) 会員増強推進キャンペーンの承認について
 (3) 新春パーティー等の開催について
 (4) 来年度の事業見直しについて
 報告事項 (1) 県による立入検査の結果について
 (2) 租税教室の実施について
 (3) 財産の処分と購入について
- ③ 開催日 平成31年3月8日（金）
 場 所 アミューズメント佐渡
 出席人数 10名
 決議事項 (1) 平成31年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認
 について
 (2) 第1回理事会の日時・場所の決定について
 (3) 平成31年度通常総会の日時・場所の決定について
 (4) 会員の加入承認について
 報告事項 (1) 青年部会租税教室の実施結果について
 (2) 女性部会税に関する絵はがきコンクール実施結果について
 (3) 税制改正要望活動の報告について

(3) 正副会長会

第1回 平成30年8月6日(月) 金井商工会館

- (1) 平成30年度事業計画について
- (2) 福利厚生制度推進連絡協議会、サマーパーティー開催について
- (3) 現在の会員数と会員増強について

第2回 平成31年1月10日(木) 金井商工会館

- (1) 新春パーティー開催について
- (2) 平成30年度収支見込みについて
- (3) 理事会(予算)の開催について
- (4) 監査会、理事会(総会前)の開催について
- (5) 通常総会の開催について
- (6) 現在の会員数について

(4) 監査会

平成30年4月19日(木) アミューズメント佐渡

監査人 監事 山口 桂二 監事 金子 正勝
立会人 会長 小濱 安夫 副会長 渡邊 正俊
事務局長 秦 ひとみ

内 容 (1) 平成29年度事業及び会計監査

(5) 委員会

① 総務税制・研修合同委員会

平成30年6月29日(金) アミューズメント佐渡

- (1) 平成30年度事業計画について
- (2) 税制提言活動について

② 厚生・組織合同委員会

平成30年7月4日(水) アミューズメント佐渡

- (1) 平成30年度事業計画について
- (2) 平成30年度推進計画について

(6) 地区会事務担当者会議

第1回 平成30年6月8日(金) 金井商工会館

- (1) 平成30年度事業計画について
- (2) 平成30年度会費納入について
- (3) 事務処理について

第2回 平成31年2月6日(水) 金井商工会館

- (1) 平成30年度分の精算について
- (2) 平成31年度の事業計画と運営について

(7) その他会議・行事

30. 4. 23	佐渡市雇用促進協議会 総会	佐渡市役所
5. 16	佐渡租税教育推進協議会 総会	金井コミュニティセンター
5. 21	佐渡連合商工会 総会	ホテル万長
6. 21	佐渡税務団体連絡協議会 総会	佐渡税務署
6. 28	佐渡間税会 総会	浦島
8. 27	佐渡税務団体連絡協議会 役員会	佐渡税務署
9. 27	中学生の「税についての作文」審査会	佐渡税務署
10. 17	県による立入検査	金井商工会館
11. 15	納税表彰式	アミューズメント佐渡
11. 20	年末調整本販売	アミューズメント佐渡
11. 21	年末調整本販売	アミューズメント佐渡
11. 22	年末調整本販売	アミューズメント佐渡

(8) 全法連・局連・県連関係会議

30. 5. 29	県連・総務委員会	にいがた法人会館
6. 6	県連・理事会	にいがた法人会館
6. 13	県連・合同税制委員会	にいがた法人会館
6. 20	県連・通常総会	ホテルイタリア軒
7. 3	県連・青年部会正副会長会議	にいがた法人会館
7. 6	県連・女性部会正副会長会議	にいがた法人会館
8. 22	局連・役員総会	ラフレさいたま
9. 5	県連・理事会、福利厚生制度連絡協議会	ホテルイタリア軒
9. 13	県連・事務局研修会	ANA クラウン プラザ ホテル
9. 26	県連・女性フォーラム新潟大会第1回実行委員会	にいがた法人会館
10. 31	県連・福利厚生制度推進会議	ホテルイタリア軒
12. 12	県連・特別講演会	ANA クラウン プラザ ホテル
12. 17	県連・事務局長会議	ANA クラウン プラザ ホテル
12. 18	県連・女性フォーラム新潟大会第2回実行委員会	にいがた法人会館
31. 2. 6	県連・総務委員会	ANA クラウン プラザ ホテル
2. 7	関東信越国税局幹部との協議会、理事会	ANA クラウン プラザ ホテル
2. 14	県連・女性フォーラム新潟大会第3回実行委員会	にいがた法人会館

※平成30年度 功労者表彰受賞者

《県法連会長 表彰状》 平成30年6月20日県連総会において受賞

(公社) 佐渡法人会 理 事 山口 裕 氏

(公社) 佐渡法人会 事務局長 秦 ひとみ 氏

・平成30年度 e-Tax 推進表彰受賞

・「3年10億円増収計画」3社合計累積保険料対前年目標(103%以上)達成